

○ 神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則（平成28年神奈川県規則第28号）

（事務の委任）

第1条 神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例（昭和40年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、神奈川県立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。

- (1) 条例第10条の規定によりスポーツセンターの利用を承認すること。
- (2) 条例第12条の規定により使用料を減免すること。
- (3) 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付すること。
- (4) 条例第17条の規定によりスポーツセンターの利用の承認を取り消し、又は利用を中止させること。

（指定管理者指定申請書）

第2条 条例第5条第1項に規定する申請書は、神奈川県立西湘スポーツセンター指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

（指定管理者の公募の公告）

第3条 知事は、指定管理者を公募するときは、神奈川県公報に次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- (2) 指定管理者の指定の基準
- (3) 申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (5) その他必要な事項

（指定管理者の指定の基準）

第4条 条例第6条第7号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要な人材を確保することができることと認められること。
- (2) スポーツを推進し、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するための施設としての神奈川県立西湘スポーツセンター（以下「西湘スポーツセンター」という。）の役割を適切に担えること。

（休場日）

第5条 スポーツセンターの休場日は、次の各号に掲げる施設及び設備（以下「施設等」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる施設等以外の施設等
 - ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日等」という。）に当たるときを除く。）
 - イ 国民の祝日等の翌日（土曜日、日曜日又は国民の祝日等に当たるときを除く。）
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 宿泊棟、自動車駐車場（駐車場のうち普通自動車又は大型自動車を駐車する場所をいう。以下同じ。）及び自転車駐車場（駐車場のうち原動機付自転車、二輪自動車又は自転車を駐車する場所をいう。以下同じ。） 12月29日から翌年の1月3日まで

2 西湘スポーツセンターの休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日等に当たるときを除く。）
- (2) 国民の祝日等の翌日（土曜日、日曜日又は国民の祝日等に当たるときを除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 第1項の規定にかかわらず、所長は、スポーツセンターの施設等の修理その他の理由により必要があると認めるときは、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

（開場時間）

第6条 スポーツセンターの施設等の開場時間は、別表第1のとおりとする。

2 西湘スポーツセンターの施設等の開場時間は、別表第2のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認めるときは、スポーツセンターの施設等の開場時間を臨時に変更することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、西湘スポーツセンターの施設等の開場時間を臨時に変更することができる。

（スポーツセンターの利用の申込み）

第7条 条例第10条第1項の規定によりスポーツセンターの施設等の利用の承認を受けようとする者（プール若しくはトレーニングルームの1回単位の利用又は駐車場の利用の承認を受けようとする者を除く。）は、別表第3に定める申込期間内に、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める申込書に所長が必要と認める書類を添えて、所長に利用の申込みをしなければならない。

- (1) プール（専用利用に限る。） プール専用利用申込書（第2号様式）
- (2) プール又はトレーニングルーム（それぞれ1月単位の利用に限る。） プール・トレーニングルーム利用申込書（第3号様式）
- (3) 陸上競技場（一般利用に限る。） 陸上競技場利用申込書（第4号様式）
- (4) 陸上競技場（専用利用に限る。）又は補助競技場 陸上競技場・補助競技場専用利用申込書（第5号様式）
- (5) 宿泊室 宿泊室利用申込書（第6号様式）
- (6) 前各号に掲げる施設等以外の施設等 施設等利用申込書（第7号様式）

2 条例第10条第1項の規定によりプール又はトレーニングルームの利用の承認を受けようとする者（それぞれ1回単位の利用の承認を受けようとする者に限る。）は、別表第3に定める申込期間内に、所長が別に定めるところにより所長に申し込み、利用券の交付を受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、公共団体又は公共的団体が行うスポーツ行事その他の行事で別表第3に定める申込期間前に利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずるもの

については、所長の承認を受けて当該申込期間前に利用の申込みをすることができる。

(駐車場の利用)

第8条 条例第10条第1項の規定によりスポーツセンターの自動車駐車場の利用の承認を受けようとする者は、所長が別に定めるところにより所長に申し込み、利用券の交付を受けなければならない。

2 条例第10条第1項の規定によりスポーツセンターの自転車駐車場の利用の承認を受けようとする者は、所長が別に定めるところにより所長に利用の申込みをしなければならない。

(利用承認等の通知)

第9条 所長は、第7条の規定による申込みがあった場合において、その利用を承認するとき、又は利用を承認しないときはその旨を申込者に通知しなければならない。

(使用料の納付等)

第10条 前条の規定による承認の通知を受けた者は、所長が指定する期日までに使用料を納付しなければならない。

2 所長は、前項の規定による使用料の納付がないときは、その利用の承認を取り消すものとする。

(西湘スポーツセンターの利用の申込み)

第11条 条例第10条第1項の規定により西湘スポーツセンターの施設等の利用の承認を受けようとする者は、利用しようとする日の属する月の前月の初日から利用当日までに、指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公共団体又は公共的団体が行うスポーツ行事で同項に定める期間前に西湘スポーツセンターの施設等の利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずるものについては、指定管理者の承認を受けて当該期間前に利用の申込みをすることができる。

3 前項の規定により第1項に定める期間前に利用の申込みをすることについての承認を受けようとする者は、同項に定める期間の初日の10日前までに、指定管理者に申請しなければならない。

(スポーツセンターの利用の制限)

第12条 条例第10条第2項第3号に規定するスポーツセンターの管理上支障があると認められるときは、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

(1) プール

ア 7歳未満の者（小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）が利用するとき。

イ 10歳未満の者で、18歳以上の付添人がないものが利用するとき。

(2) トレーニングルーム

ア 13歳未満の者（中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）が利用するとき。

イ 中学生で、18歳以上の付添人がないものが利用するとき。

(3) 陸上競技場（一般利用に限る。）

ア 7歳未満の者が利用するとき。

イ 小学生又は中学生で、18歳以上の付添人がないものが利用するとき。

(入場の制限)

第13条 所長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、スポーツセンター又は西湘スポーツセンターへの入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気があると明らかに認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第14条 スポーツセンター又は西湘スポーツセンターを利用する者（承認を受けた者又は利用目的に応じて入場した者をいう。次条において「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的に施設等を利用しないこと。
- (2) 許可なく壁、柱、窓、扉等に、ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- (5) 定められた場所以外で喫煙しないこと。
- (6) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (7) 暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 係員の指示に従うこと。

(スポーツセンターの損傷等の届出)

第15条 スポーツセンターの利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を免除する。

- (1) 県の機関（県立の学校を除く。）がスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び自転車駐車場を除く。）を利用するとき。
 - (2) 障害者及びその付添人（障害者1人につき1人に限る。）がプール（一般利用に限る。）、トレーニングルーム若しくは陸上競技場（団体利用以外の一般利用に限る。）を利用するとき、又は障害者が施設等を利用するために自動車駐車場を利用するとき。
 - (3) その他所長が特に必要と認めるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を条例別表第1に定める額の2分の1の額に減額する。
- (1) 県内の市町村の機関がスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び駐車場を除く。）を利用するとき。
 - (2) 公共的団体が青少年、高齢者又は障害者を対象としたスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び駐車場を除く。）を利用するとき。
 - (3) 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が幼児、児童又は生徒を対象としたスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び駐車場を除く。）を利用するとき。

- (4) 障害者が施設等（自転車駐車を除く。）を利用するとき（前項第2号に該当する場合を除く。）。
 - (5) スポーツ大会等を運営する者その他の関係者が自動車駐車場を利用するとき。ただし、一大会当たり1日20台を限度とする。
 - (6) その他所長が必要と認めるとき。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を条例別表第1に定める額の5分の4の額に減額する。
- (1) スポーツ団体が県民を対象としたスポーツ行事を行うために施設等（宿泊室及び駐車場を除く。）を利用するとき。
 - (2) その他所長が必要と認めるとき。

（使用料の減免申請）

- 第17条 スポーツセンターの使用料の減免を受けようとする者は、利用しようとする日の3日前までに、所長が必要と認める書類を提出し、又は提示した上で、使用料減免申請書（第8号様式）により所長に申請しなければならない。ただし、陸上競技場（団体利用に限る。）の利用において使用料の減免を受けようとする者（前条第2項第2号（障害者を対象としたスポーツ行事を行う場合に限る。）又は第4号の規定により使用料の減額を受けようとする者を除く。）は、利用しようとする日の当日に、所長に申請しなければならない。
- 2 所長は、前項の規定による申請があった場合において、その減免を承認するときは減免承認書により、その減免を承認しないときはその旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、所長に対し、書類を提示し、及び提出しなければならない。
- (1) プール若しくはトレーニングルーム（それぞれ1回単位の利用に限る。）又は自動車駐車場 利用しようとする日の当日に、所長に対し、所長が必要と認める書類を提示し、及び第7条第2項又は第8条第1項の利用券を提出すること。
 - (2) プール若しくはトレーニングルーム（それぞれ1月単位の利用に限る。）又は陸上競技場 利用を開始しようとする日までに、所長に対し、所長が必要と認める書類を提示し、及び第7条第1項第2号又は第3号に定める申込書を提出すること。
- 4 陸上競技場（団体利用に限る。）の利用において、前条第2項第2号（障害者を対象としたスポーツ行事を行う場合に限る。）又は第4号の規定により使用料の減額を受けようとする者は、利用しようとする日の当日に、所長に対し、所長が必要と認める書類を提示し、及び第7条第1項第3号に定める申込書を提出しなければならない。

（使用料の還付の手續）

- 第18条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（第9号様式）に第9条の規定により交付された利用承認書及び所長が必要と認める書類を添えて、所長に提出しなければならない。

（利用料金の承認の申請）

- 第19条 指定管理者は、条例第14条第2項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

（実施細目）

第20条 この規則に定めるもののほか、スポーツセンターの管理等に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターの利用等に関する規則の一部を改正する等の規則（平成28年神奈川県教育委員会規則第16号）第1条の規定による改正前の神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターの利用等に関する規則（昭和40年神奈川県教育委員会規則第5号）第5条第3項及び第6条第3項の規定によって神奈川県教育委員会教育長がした承認でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、第5条第2項及び第6条第2項の規定によって知事がした承認とみなす。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 神奈川県立体育センターの利用等に関する規則及び神奈川県立体育センター組織規則を廃止する規則（令和2年神奈川県教育委員会規則第9号）による廃止前の神奈川県立体育センターの利用等に関する規則（昭和40年神奈川県教育委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）の規定によって神奈川県教育委員会教育長がした承認その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するもの又はこの規則の施行の日前に旧規則の規定によって神奈川県教育委員会教育長に対してされた申請その他の行為は、改正後の神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則の相当規定により知事がした承認その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。
 - 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第12条第1号から第3号までの規定の適用については、これらの規定中「18歳以上の付添人」とあるのは、「付添人（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、施設等を利用しようとする者を現に監護するもの又は18歳以上の者に限る。）」とする。

附 則（令和4年3月 日規則第 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に受理した利用の申込みに係る申込期間について適用し、同日前に受理した利用の申込みに係る申込期間については、なお従前の例による。
 - 3 この規則の施行の日前に神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則第7条の規定による利用の申込みをした者で、同規則第9条の規定による通知を受けたものに係る使用料の減免申請については、改正後の第17条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1（第6条関係）

区 分		開場時間
スポーツアリーナ 1		午前9時から午後9時まで
スポーツアリーナ 2		
陸上競技場及び補助競技場	陸上競技場	4月15日から9月15日まで 午前9時から午後6時まで 1月1日から4月14日まで及び9月16日から12月31日まで
	補助競技場	午前9時から午後5時まで
	フットサルコート	午前9時から午後9時まで
球 技 場		4月15日から9月15日まで 午前9時から午後6時まで 1月1日から4月14日まで及び9月16日から12月31日まで 午前9時から午後5時まで
テニスコート		午前9時から午後9時まで
宿 泊 棟	宿 泊 室	午後3時から翌日の午前10時まで
	その他の施設	所長が別に定める時間
グリーンハウス		午前9時から午後9時まで
駐 車 場	自動車駐車場	午前8時から午後10時まで
	自転車駐車場	午前9時から翌日の午前9時まで

別表第2（第6条関係）

区 分	開場時間
メインフロア	午前9時から午後9時まで
テニスコート	6月15日から9月15日まで 午前9時から午後6時まで 1月1日から6月14日まで及び9月16日から12月31日まで 午前9時から午後5時まで
会 議 室	午前9時から午後9時まで
放 送 設 備	午前9時から午後5時まで
照 明 設 備	午前9時から午後9時まで

別表第3 (第7条関係)

区 分				申込期間	
スポーツア リーナ1	メインフロア サブフロア			1 2 1 2 3 備 備 備 備	利用しようとする日（以下「利用日」という。）の 2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前 まで
	会議室 会議室 研修室 研修室 研修室 送房 送房 照明			1 2 1 2 3 備 備 備 備	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日 の当日まで
	多目的フロア 多目的フロア ボクシングフロア フェンシングフロア ウエイトリフティングフロア			1 2	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日 の3日前まで
	控室 控室			1 2	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日 の当日まで
	スポーツア リーナ2	プー ル	一般利用	1回単位の 利用	利用日の当日
			一般利用	1月単位の 利用	利用を開始しようとする日（以下「利用開始日」と いう。）の2月前の日の属する月の初日から利用開 始日の当日まで
		専用利用		利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日 の属する月の前月の利用日に応ずる日（前月に 応ずる日がない場合は、前月の末日）まで	
トレー ニング ルーム	1回単位の利用		1回単位の利用	利用日の当日	
	1月単位の利用		1月単位の利用	利用開始日の2月前の日の属する月の初日から利 用開始日の当日まで	
放送設備 送房設備 送房設備 照明			備 備 備 備	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日 の当日まで	
陸上競技場 及び補助競 技場	陸上競 技場	一般利用	個人利用	利用開始日の1月前の日の属する月の初日から利 用開始日の当日まで	
			団体利用	利用日の当日	
		専用利用	専用利用	利用日の2月前の日の属する月の初日から末日ま で	
	補助競技場				利用日の1月前の日の属する月の初日から利用日 の前日の正午まで（陸上競技場（専用利用に限る。） と併せて利用する場合は、利用日の2月前の日の属 する月の初日から末日まで）

	フットサルコート	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで
	照明設備	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
球技場	球技場	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで
	放送設備	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
テニスコート	テニスコート	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで
	照明設備	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
宿	泊棟	利用日の6月前の日の属する月の初日(利用日が4月から7月までに属する場合は、その年の1月4日)から利用日の2週間前まで
グリーンハウス	ミーティングルーム1	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
	ミーティングルーム2	
	ラウンジ	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで
駐車場	自動車駐車場	利用日の当日(第16条第2項第5号の規定により使用料の減額を受けようとする場合は、利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで)
	自転車駐車場	利用日の当日

第1号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

神奈川県立西湘スポーツセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者の主たる
事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

地方自治法第244条の2第3項及び神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例第6条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

プール専用利用申込書

年 月 日

神奈川県立スポーツセンター所長殿

申込者 住 所

郵便番号

氏 名〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名〕

電 話

利用者番号

次のとおりプールの専用利用を申し込みます。

利用の年月日	年 月 日（曜日）	
利用時間	午前 時 分から午後 時 分まで	
利用の目的		
利用人員	人	
利用区分	全 面	50m×8レーン
	半 面	50m×4レーン
	4分の1面	50m×2レーン
		25m×4レーン（水深1.2m側）
		25m×4レーン（水深2m側）
利用責任者	住所	(郵便番号) (電話)
	氏名	

以下の欄は、記入しないでください。

使用料の額	円 (A)
減免の取扱い	免除・減額 (円) (B)
納付使用料	円 (A) - (B)

第3号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

プール・トレーニングルーム利用申込書

年 月 日

神奈川県立スポーツセンター所長殿

申込者 住 所
郵便番号
氏 名
電 話

次のとおりプール・トレーニングルームの利用を申し込みます。

利用の年月日	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで(月)
利用する施設	プール(一般利用(1月単位))
	トレーニングルーム(一般利用(1月単位))
利用区分	一般・65歳以上・小学生・中学生・高校生
生年月日 (一般以外の方)	年 月 日

以下の欄は、記入しないでください。

使用料の額	円 (A)
減免の取扱い	免除・減額 (円) (B)
納付使用料	円 (A) - (B)

陸上競技場利用申込書

年 月 日

神奈川県立スポーツセンター所長殿

申込者 住 所

郵便番号

氏 名〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名〕

電 話

次のとおり陸上競技場の利用を申し込みます。

利 用 の 年 月 日	個人利用	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日） まで（年 日）	
	団体利用	年 月 日（曜日）	
利 用 時 間 （団体利用の方）	午前 時 分から午後 時 分まで		
利 用 の 目 的	<input type="checkbox"/> トラック競技 <input type="checkbox"/> 跳躍競技 <input type="checkbox"/> 投てき競技		
利 用 人 員	人		
利用区分	個人利用	一般・65歳以上・小学生・中学生・高校生	
	団体利用	一般	人
		65歳以上	人
		小学生	人
		中学生	人
高校生	人		

以下の欄は、記入しないでください。

使 用 料 の 額	円 (A)
減 免 の 取 扱 い	免除・減額 (円) (B)
納 付 使 用 料	円 (A) - (B)

備考 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

陸上競技場・補助競技場専用利用申込書

年 月 日

神奈川県立スポーツセンター所長殿

申込者 住 所

郵便番号

氏 名〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名〕

電 話

次のとおり陸上競技場・補助競技場の専用利用を申し込みます。

利用の年月日	年 月 日（曜日）	
利用時間	午前 時 分から午後 時 分まで	
利用の目的		
利用する施設		陸上競技場（トラック利用）
		陸上競技場（全体利用）
		補助競技場
利用人員	人	
利用責任者	住所	(郵便番号) (電話)
	氏名	

以下の欄は、記入しないでください。

使用料の額	円 (A)
減免の取扱い	免除・減額 (円) (B)
納付使用料	円 (A) - (B)

第6号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

宿泊室利用申込書

年 月 日

神奈川県立スポーツセンター所長殿

申込者 住 所

郵便番号

氏 名〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名〕

電 話

次のとおり宿泊室の利用を申し込みます。

利 用 の 年 月 日	年 月 日 (曜 日) から	年 月 日 (曜 日) まで (泊)
利 用 の 目 的		
宿泊室以外で利用する施設等の名称		
利 用 人 員	一般	人
	小学生	人
	中学生	人
	高校生	人
	学齢に達しない者	人
	合計	人
利 用 室 数	室	
利用責任者	住 所	(郵便番号) (電話)
	氏 名	

以下の欄は、記入しないでください。

使 用 料 の 額	円 (A)
減 免 の 取 扱 い	免除・減額 (円) (B)
納 付 使 用 料	円 (A) - (B)

第7号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

施設等利用申込書

年 月 日

神奈川県立スポーツセンター所長殿

申込者 住 所

郵便番号

氏 名〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名〕

電 話

次のとおり施設等の利用を申し込みます。

利用の年月日	年 月 日（曜日）
利用時間	午前 時 分から午後 時 分まで
利用の目的	
利用する施設等	
利用人員	人
利用責任者	住所 (郵便番号) (電話)
	氏名

以下の欄は、記入しないでください。

使用料の額	円 (A)
減免の取扱い	免除・減額 (円) (B)
納付使用料	円 (A) - (B)

第8号様式（第17条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

使用料減免申請書

年 月 日

神奈川県立スポーツセンター所長殿

氏 名〔法人その他の団体にあつて〕
は、名称及び代表者氏名

住 所

次のとおり使用料の減免を申請します。

行 事 名		
利用目的		
利 用 日 時	施設等の名称	

減免事由（減免理由）

備考

--

第9号様式（第18条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

使用料還付申請書

年 月 日

神奈川県立スポーツセンター所長殿

氏 名〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名〕

住 所

次のとおり使用料の還付を申請します。

利用の年月日	年月日（曜日）		
施設等の名称	区 分	利用時間	納付した使用料の額
			円
			円
			円
			円
計			円
利用承認年月日	年月日		
使用料納付年月日	年月日		
還付申請額	円		
理 由			